

世界遺産登録に向けた
観光活性・史跡保全推進事業業務委託

仕様書

令和7年6月

明日香村

1 事業名

令和7年度第403号 世界遺産登録に向けた観光活性・史跡保全推進事業業務委託

2 目的

本プロジェクトは、総務省情報流通行政局地域通信振興課が定めた「地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）」（以下「支援事業」という）を活用のうえ、明日香村の魅力を発信し、観光促進と歴史資産保全を両立した、来訪者にとっての利便性向上・滞在環境の安全性向上を目指す。2026年の「飛鳥・藤原の宮都」世界文化遺産登録に向け、村内に点在している史跡周辺を中心に無線アクセスポイント（以下「AP」という。）及びネットワークカメラを導入することで、公衆無線 LAN 環境（以下「Wi-Fi 環境」という。）及び映像データ取得環境を整備し観光客の利便性向上と地域の安全確保をファーストステップとする。また、蓄積したデータの分析を通してデータドリブンな施策づくりを促進することで明日香村創生の活性化につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで ※令和8年1月31日までを構築期間とする

尚、保守運用期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までの60か月であり、必要経費は構築費用に含めること。

4 プロジェクト内容

（1） 全般

- ① 本プロジェクトは、明日香村（以下「本村」という。）が「支援事業」に係る補助金の交付を受けて実施するものであるため、「支援事業」の要件を満たし、次の交付要綱等の趣旨に沿って本村の地域デジタル基盤の整備を行うこと。
 - ・地域社会 DX 推進パッケージ事業 概要資料（令和6年12月23日版）
 - ・公衆 Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き（令和7年2月版）
- ② 本プロジェクトの履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ・建築基準法およびこれに基づく施行令
 - ・電波法および同法関係規則
 - ・有線電気通信法ならびにこれに基づく政令および省令等
 - ・電気通信事業法ならびにこれに基づく政令および省令等
 - ・その他関係法令、条例規則および規定ならびに規格等
- ③ 本プロジェクトにおいて整備する Wi-Fi 環境は、機器等の設置にあたって次の工事共通仕様書に基づき施工管理を行うこと。
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版
- ④ 本プロジェクトにおける5年間分の経費は、ISP 費用を含む全てが「支援事業」の補助対象経費となる形で計上できること。ただし、回線は別途契約とする。費用については、令和8年1月31日までの費用を補助対象とし、以降は補助対象外とすることを認める。（回線の調達手配は本事業内で行うこと）

- ⑤ 作業時間及び作業時間帯は、本村担当者と十分に協議を行い、作業日時を調整すること。

(2) 無線ネットワーク環境の構築

- ① 別紙1「Wi-Fi・カメラ整備対象エリア」をカバーする設計とすること。
- ② 別紙2「Wi-Fiネットワーク構成図」に示す通り、Wi-Fi、ネットワークカメラを含むシステムについては本村内にセンター集約拠点を設置せず、各整備拠点から直接インターネットへ接続可能な構成とすること。また、Wi-Fi利用者の認証や災害時開放、接続データ可視化のダッシュボード機能等、本事業で必要となる機能についてもクラウド上で基盤構築を行うこと。

(3) 拠点の整備

- ① 現場調査・設計、設置作業、試験調整および機器整備に必要な事項について、受託者の業務範囲とする。ただし、施設管理者および公共機関との調整については本村と協議の上進めること。
- ② 機器等の設置については、安全を十分に考慮し、設置場所によっては落下防止対策を実施すること。
- ③ 原則として、本プロジェクトにおけるAP・カメラ以外のネットワーク機器類は各拠点に新設するキャビネットに収容し必要な電源を確保すること。
- ④ 整備機器の収容キャビネットの設置場所については、各APまたはカメラまでのLAN ケーブル配線の距離および収容キャビネットへのアクセスのし易さ等を考慮したうえで、最適な場所を提案すること。
- ⑤ 整備機器については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、奈良県下風致地区条例及び明日香村景観条例を遵守し、必要に応じて措置を施すこと。
- ⑥ 整備拠点の一覧
本プロジェクトでは、以下の拠点における公衆Wi-Fiおよび監視カメラを整備する。カバーエリア、撮影対象エリアの詳細については別紙1「Wi-Fi・カメラ整備対象エリア」を参照すること。

表 1 Wi-Fi 整備拠点

No	拠点名	住所
1	飛鳥寺・蘇我入鹿首塚	〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥682
2	酒船石遺跡	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡
3	飛鳥宮跡	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡
4	岡にぎわい通り	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡1223
5	石舞台古墳周辺	〒634-0112 奈良県高市郡明日香村島庄254
6	牽牛子塚古墳	〒634-0138 奈良県高市郡明日香村越131
7	天武天皇・持統天皇陵古墳	〒634-0145 奈良県高市郡明日香村野口45

8	大官大寺跡	〒634-0102 奈良県高市郡明日香村大字小山
9	川原寺跡	〒634-0141 奈良県高市郡明日香村川原 1 1 0 9

表 2 カメラ整備拠点

No	拠点名	住所
1	飛鳥寺・蘇我入鹿首塚	〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥 6 8 2
2	酒船石遺跡	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡
3	飛鳥宮跡	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡
4	岡にぎわい通り	〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡 1 2 2 3
5	石舞台古墳周辺	〒634-0112 奈良県高市郡明日香村島庄 2 5 4
6	牽牛子塚古墳	〒634-0138 奈良県高市郡明日香村越 1 3 1
7	キトラ古墳	〒634-0134 奈良県高市郡明日香村阿部山 2 4 3
8	飛鳥水落遺跡	〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥
9	川原寺跡	〒634-0141 奈良県高市郡明日香村川原 1 1 0 9

(4) 調達物品

物品は以下のものを調達すること。

表 3 調達物品一覧

No	内容	備考
1	屋外用ネットワークカメラ	「5. (5) ネットワークカメラ整備要件」を満たす構成を数量も含め本村と協議のうえ提案すること
2	映像記録用 SD カード	
3	屋外用無線 AP	「5. (1) Wi-Fi 環境整備要件」を満たす構成を数量も含め本村と協議のうえ提案すること
4	L2 スイッチ	
5	PoE インジェクタ	
6	ルータ	
7	機器収納ボックス	ネットワークカメラ、AP 以外の機器を収納し屋外環境から保護するため各拠点に整備すること
8	工事にかかる材料 (部材) 等	LAN ケーブル、取付け金具等

(5) 運用保守

整備する Wi-Fi、ネットワークカメラについては構築後 5 年間 (令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで) の運用保守を実施すること。詳細については 6 運用保守要件を参照すること。

5 環境整備要件

(1) Wi-Fi 環境整備要件

- ① 本村が指定するSSID で利用でき、サービス名やSSID については、本村と受託者と別途協議のうえで決定すること。
- ② AP の整備拠点については、別紙1「Wi-Fi・カメラ整備対象エリア」で示しているが、赤枠で示したWi-Fi 利用予定範囲を概ねカバーできるように、電波強度等を考慮し、最適な設計を本村と協議のうえで決定するものとする。
- ③ 大規模な無線ネットワーク環境で、複数のアクセスポイント（AP）を一元的に管理・制御する機能を有すること。
- ④ 本システムの運用を確実なものとするため、快適な無線LAN サービスを提供できる十分なセンター設備を構築すること。
- ⑤ AP間を移動している際においても端末の稼働連続性を確保できるセンター設備を構築すること。
- ⑥ 本システムの故障発生時に、センター設備及びその他機器について、迅速に対応できる仕組みを検討すること。
- ⑦ インバウンド観光客の利便性向上が望める自動接続アプリとの連携が可能なこと。
- ⑧ (2) 認証要件にて定める利用者認証後に本村の指定するWebページURLへのリダイレクトが可能であること。
- ⑨ 個別 AP の故障発生時における他の AP への故障波及を防止するため、表3 調達物品一覧 No.3 屋外用無線 AP の整備においては、WDS (Wireless Distribution System) を用いない設計とすること。
- ⑩ 災害時には、避難者等へ認証なしでWi-Fi 環境を開放できるように、災害用の統一SSID「00000JAPAN」の利用、もしくは認証フリーの指定SSIDを送波する対応の両方が可能であること。
- ⑪ 災害時モードへの切り替えについては、自動切替（気象庁防災情報XMLフォーマットに対応し自動で切替ができること）/簡単切替（本村の手動操作）にて切り替え操作が可能であること。災害レベルについても本村にて任意に設定可能であること。
- ⑫ 災害時に本村が指定する言語毎の対応ホームページへ誘導の（リダイレクト）が可能であること。
- ⑬ APと利用者端末間の理論通信速度を最大限に活用するため、アクセス回線はベストエフォート1Gbps以上の帯域を確保すること。やむを得ない場合は本村と協議のうえ最小限の範囲で代替案を提案すること。
- ⑭ 奈良県の指定する風致地区における屋外公衆Wi-Fiの構築・運用実績があること。また、実績については契約書の写し等、履行した業務内容がわかる書類を提出すること。
- ⑮ ⑧のリダイレクト機能以外に、将来的な拡張性を見据え、利用者がWi-Fiサービスに接続したタイミングで、本村独自の情報発信を可能とする仕組みを提案すること。

(2) 認証要件

- ① インターネット利用には、総務省推奨の方式に準拠し、本人性が確認できるメールアドレスを利用したメール認証が可能であること。また、SNS等での認証（X、dアカウント、Yahoo! JAPAN ID、weibo、LINE）が可能であること。
- ② 観光客の利便性向上を鑑み、認証画面については日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語を含む5言語以上に対応すること。
- ③ 認証後の画面として、任意のURLを表示できるリダイレクト機能があること。
- ④ OpenRoamingについて、将来的な実装を考慮し機能追加が可能な構成および体制を提案すること。また、OpenRoamingの構築実績については契約書の写し等、履行した業務内容がわかる書類を提出すること。

(3) セキュリティ要件

- ① MACアドレス、IPアドレス、利用日時等の情報を事業者にて一定期間保持すること。
- ② 個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに基づき管理できること。
- ③ クラウド上の各サーバへのウイルス対策ソフト常駐、セキュリティパッチの公開にあわせた迅速なパッチ管理ができること。
- ④ ファイアウォールによりインターネットからクラウド設備への攻撃をブロックできること。
- ⑤ 利用者端末からクラウド認証サーバへの認証ルートはインターネットVPNにより暗号化できること。
- ⑥ ISP機能により、認証後の通信も青少年フィルタリング（有害サイト等の設定）が可能であること。
- ⑦ プライバシーセパレータ機能により、APを介した利用者同士の通信を遮断できること。
- ⑧ 自動接続アプリと連携し、提供元が明確な正しい公衆Wi-Fiか否かを簡単に判断できること。

(4) Wi-Fi接続データログ分析要件

- ① Wi-Fiアクセスログ（接続者数など）を適切に蓄積・管理し、ダッシュボード形式で可視化が行えること。
- ② ダッシュボードについては本村においてWeb経由でいつでも閲覧・レポート抽出ができることとし、構築後5年間の運用を見込んだサービス提供をおこなうこと。

(5) ネットワークカメラ整備要件

- ① ネットワークカメラは、各文化資産自体を撮影可能、または混雑状況を把握可能な位置（史跡への道や併設駐車場等）に設置すること。加えて、主要な観光ロードや観光の起点となる駐車場が撮影できる位置に設置すること。

- ② カメラ映像の記録媒体として、カメラ本体へ挿入可能な SD カードへの保存を基本とし、PC やスマートフォン等のデバイスから映像をクラウド経由で常時閲覧できること。
- ③ ネットワークカメラは人物や車を特定できる AI 機能を有し、必要に応じて撮影範囲の混雑状況の把握に寄与できる機能を有すること。
- ④ ネットワークカメラは設定した立ち入り禁止エリアへの人や車の侵入等を検知し、メール等の異常時アラートを発報できる機能を有すること。

(6) ハードウェア要件

- ① AP は次の仕様を満たすこと。

要求する機能は別紙3「AP機能要件一覧」のとおりとし、必須項目について要件を満たすこと。なお、代替案により対応可能な場合は具体的な内容を明記すること。

- ② 無線LANコントローラは次の仕様を満たすこと。

要求する機能は別紙4「無線LANコントローラ機能要件一覧」のとおりとし、必須項目について要件を満たすこと。なお、代替案により対応可能な場合は具体的な内容を明記すること。

- ③ ネットワークカメラは次の仕様を満たすこと。

要求する機能は別紙5「ネットワークカメラ機能要件一覧」のとおりとし、必須項目について要件を満たすこと。なお、代替案により対応可能な場合は具体的な内容を明記すること。

- ④ その他ネットワーク機器は、本仕様書に準じてそれぞれ適正な機器を選定し設計・提案をおこなうこと。

(7) 配線及び設置要件

- ① 明日香村特有の環境を考慮し、具体的な設置場所については各所調整/協議等を行ったうえでプロポーザルに参加すること。
- ② 配線は隠ぺい処理を基本とし、露出する場合はモール・金属配管等により施工を行うこと。
- ③ APの取り付けには、専用の金具を使用し十分な落下防止対策を行うこと。また、屋外設置となることを考慮した措置（防水・防塵等）を実施すること。
- ④ 配線工事に関しては、既設配線に影響を与えず、景観にも配慮した最善の配線ルートを施設使用者と協議した上で、その指示に従うこと。
- ⑤ 作業実施にあたり、文化財保護法や風致地区情景等の規則に則って必要となる許認可手続きを行うこと。

6 運用保守要件

- ① 構築後、令和8年2月1日から令和13年1月31日までの期間について運用保守業務を行うこと。
- ② センター設備については、サービス提供事業者において24時間365日一元運用管理すること。なお、国または地方公共団体の提供するWi-Fiにて運用実績があること。
- ③ 拠点設備における対象機器はルータ、AP、L2スイッチ、PoEインジェクタ、ネットワークカメラとする。
- ④ 拠点設備における対象機器については、以下対応を行うこと。
 - i) 24時間365日の自動監視により機器故障等のエラーを確認
 - ii) エラーが発生した場合は、平日9時～17時にて本村へ状況報告し、対応日、時間について協議・決定
 - iii) 決定内容に基づき、平日9時～17時の範囲でオンサイト対応実施
 - iv) 修理完了後、速やかに本村へ報告※平日とは土日祝日、12/29～1/3を除く日
- ⑤ 運用監視を行う対象拠点については「表1 Wi-Fi整備拠点」「表2 カメラ整備拠点」を参照すること。
- ⑥ 村側にて不具合を発見した場合には、NW回線・Wi-Fi機器・カメラ一体での故障受付窓口を提案事業者にて提供し、窓口経由でワンストップの故障箇所特定・故障修理手配が行えること。
- ⑦ 各日で迅速な保守を行うため、保守部隊の事業所が奈良県内にあること。

7 追加提案

上記仕様を満たす提案以外に、本村の中期的な観光活性化に寄与する追加提案をおこなうこと。

8 各種報告書の提出

提出する成果品、数量及び納入期限は次のとおりとするが、特に記載のない項目については、本村との協議の上決定するものとする。

(1) 構築完了時

- ① 成果品の内訳
 - ・基本設計書（整備箇所の写真および図面・ネットワーク構成図等）
 - ・各種設計書（設計書・詳細設計書）
 - ・各種試験書（現地試験成績書）
 - ・運用マニュアル（災害発生時の認証方法変更手順を含む）
 - ・整備写真台帳
 - ・「支援事業」において求められている書類

- ・その他、本村が必要と認める資料
- ② 成果品の数量等
 - ・電子データ 2部（正・副）※媒体形式については本村指定の方式とする。
- ③ 納入期限
納入期限：令和8年2月28日
納入先：総務財政課

（2）運用保守期間

- ① 成果品の内訳
 - ・障害対応報告書
 - ・運用保守報告書（Wi-Fi 接続データレポート）※5 環境整備要件（4）Wi-Fi 接続データログ分析要件にて記載のレポート抽出をもって運用保守報告書の納品としても構わない
- ② 成果品の数量等
 - ・電子データ 1部※媒体形式については本村指定の方式とする
- ③ 納入期限
毎月（翌月10営業日前後を目安に提供すること）

※詳細は契約締結後に協議の上決定する。

※使用ソフトは「Microsoft Office」を基本とする。

9 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜村との協議打合せを行う。

また、当該事業と他の事業が連携する必要がある際は、他事業の事業者との打ち合わせも適宜行うこと。

10 その他

- （1）本プロジェクトの取得財産（調達機器類）は、設定情報を含め本村へ帰属するものとする。
- （2）本プロジェクトの成果物の著作権は、事業完了をもって本村へ帰属するものとする。ただし、本サービスに結合され又は組み込まれたもので、受託者が本業務の実施中に作成したプログラムの著作権は、受託者に留保されるものとする。
- （3）本プロジェクトに係る作業において整備拠点等に損害を与えた場合は、受託者の負担において修理および原状回復するものとする。

- (4) 本プロジェクトにおける瑕疵担保責任について、保証期間は検収後1年間とし、受託事業者の責に起因する障害については、速やかに、かつ無償にて修復するものとする。
- (5) 本プロジェクトの完了後、実績報告等に係る資料作成および事業実施後の会計検査院による会計検査等への対応を行うこと。
- (6) 本仕様書の内容について、本村の指示または設備上、重大な問題が発生した場合は協議のうえ変更可能とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (8) 守秘義務 秘密の保持について、下記の通り定める。

本村及び受託者は、本業務に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密に関する情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに、委託業務を遂行する目的以外で使用してはならず、また、第三者に公表し又は漏洩してはならない。

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 公知の事実
 - (2) 相手方の情報に依存せず独自に開発・発見したもの
 - (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの
- (9) 賠償責任 賠償責任について、下記の通り定める。

本村又は受託者は、契約に違反したことにより、機器等の引渡し日前において相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、契約の解除の有無にかかわらず、現実に発生した通常の直接損害に限り、契約金額を限度として、損害賠償しなければならない。ただし、本契約で特に定める場合はこの限りではない。

(第三者の損害)

委託業務の実施に起因して第三者に損害を及ぼした場合、受託者は、当該損害を賠償する。ただし、当該損害のうち本村の責に帰すべき事由により生じたものについては本村の負担とする。

ただし、業務の実施に伴い、受託者が善良なる管理者の注意を払っても避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に損害が生じたときは、本村が当該損害を負担する。

業務の実施に起因して第三者との間に紛争が生じ、かつ、当該紛争が受託者の責に帰すべき事由による場合、受託者は自らの負担と責任において紛争の解決を図り、本村は業務に関連する資料等を提供する等、受託者の請求に従い紛争の処理解決に協力する。

- (10) 第三者の権利侵害について、下記の通り定める

受託者は、本仕様書の履行にあたり、第三者が保有する知的財産権、肖像権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害してはならない。万が一、本業務の遂行に起因して第三者の権利侵害が発生した場合、受託者は自己の責任と費用負担においてこれを解決し、本村には一切の迷惑または損害を及ぼさないものとする。

- (11) 検査及び引渡し

1 受託者は委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届を本村に提出する。

2 本村は、前項の委託業務完了届を受領したときは、速やかに機器等を検査し、検査に合格した場合はその旨を記載した書面（以下「検査合格書」という。）を委託業務完了届を受領した

日から起算して10日以内に受託者に交付する。検査の結果、不合格であった場合も同様に、本村は10日以内にその旨を書面にて通知する。本村が受託者から委託業務完了届を受領したにもかかわらず、10日以内に検査結果の交付を受託者になさない場合には、委託業務完了届を受領した日から起算して10日を経過した日をもって当該検査は合格したものとみなす（以下、検査合格書記載の日付及び委託業務完了届受領日から起算して10日を経過した日を「検査合格日」という。）。

3 前項の検査合格日をもって、機器等の引渡し日とする。

4 第2項の検査に合格しなかった場合には、受託者は、本村の指示に従い、速やかにこれを補修し、本村の再検査を受ける。当該再検査においては第2項の規定を準用する。

5 第2項または第4項の検査で不合格となった原因につき受託者の責に帰すべき事由がない場合には、受託者は本村に対し、補修に要した費用を請求することができる。

(1 2) 契約金額の支払い

1 受託者は、(1 1) 第2項または第4項の検査に合格したときは、受託者所定の請求書により契約金額の支払いを請求し、本村は、受託者が請求書を発行した日から30日以内にこれを支払う。

2 次の各号の一に該当する場合は、受託者が既にした委託業務の履行割合に応じて本村に請求できるものとする。ただし、本契約において別段の定めがある場合はこの限りでない。

(1) 本契約の規定により本契約が委託業務の完了前に解除されたとき。

(2) 本村の責に帰すことのできない事由により委託業務を完了することができなくなったとき。

11 留意事項

本事業は総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）「地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）」の交付決定を受けて実施するものであるため、業務実施にあたっては、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱にしたがって実施する。このため、受託者は以下の点に留意して事業を進めること。

・「令和6年度補正 地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）」への報告資料等作成にあたって、本村の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。

・請負代金の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した外注様式を提出すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。

※提出時期及び様式は国の提示を待って指示する。

・受託者は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。